

加曾利貝塚発掘調査作業労務委託仕様書

1 委託業務名

加曾利貝塚発掘調査作業労務委託

2 履行場所

千葉市若葉区桜木2丁目81番1 外 (加曾利貝塚縄文遺跡公園内)

3 委託期間

令和2年9月14日から令和2年12月28日まで

4 業務組織計画

(1) 現場管理者の選任

受注者は委託業務の円滑な運営と安全対策実施のため、現場管理者を選任し、発注者に書面をもって届けること。現場管理者は履行場所に常駐するものとする。

現場管理者は、通算で6ヶ月以上かつ2現場以上の発掘調査経験を有すること。

(2) 業務体制

ア 現場管理者

(1) で選任される現場管理者である。調査担当職員からの作業指示を受け、以下に掲げる発掘調査作業員の労務、現場設営・撤収業務を管理、監督し、現場内の安全管理および発掘調査作業員への安全教育を実施するものとする。

また発掘調査作業員の送迎や連絡等のため、連絡用車両（ワゴン車）を使用する。

イ 発掘調査作業員

現場管理者の管理監督のもと、発掘調査に伴う現場設営・撤収、遺構確認、遺構精査（遺構掘削）、遺物包含層掘削、遺物収納、排出土他の場内運搬、排出土のふるい、および測量補助等の作業を行う。

複雑な遺構の調査に対応するため、発掘調査作業員の半数を超える者は、竪穴住居跡等の遺構掘削に従事した経験を持ち、通算で6ヶ月以上かつ2現場以上の発掘調査経験を有する発掘調査作業員とすること。この体制は発掘調査期間中、常時維持すること。

受注者は発掘調査作業員の遺構掘削経験の有無、経験年月数および経験現場数を記した発掘調査作業員名簿（別紙）を提出すること。発掘調査作業員の変更があった場合はその都度再提出すること。

(3) 連絡体制

受注者は現場組織表および緊急連絡体制表を作成し、発注者に提出するとともに、現場事務所に掲示すること。

5 業務内容

(1) 業務着手前の打合せ

現場管理者は調査担当職員と業務着手前の打合せを行う。

(2) 現場設営・撤収

ア 発掘調査範囲および残土置場周囲の鉄ピン・ネットフェンスによる仮囲い(6.2.8 m、鉄ピン2 m間隔)の設置・撤去

鉄ピンはL = 1500 mmを使用する。

イ 作業道具の搬入・搬出、テントの設営・撤去

ウ 測量補助作業

エ 重機用プラ敷板(1.2 m×2.4 m)5枚の搬入・搬出

※ア・イ・エの機材搬入・搬出には2 tトラックを使用する。

(3) 発掘調査

ア 人力による遺構確認作業

イ 遺構精査作業

ウ 測量補助作業：簡易遣り方等の方法による図化作業

エ 遺物包含層掘削作業

オ 遺物収納作業

カ 排出土他の場内運搬作業

キ 排出土のふるい作業：電動砂篩機を用いた排出土ふるい・微細遺物回収

電動砂篩機は横振式であり、網目サイズ9 mm程度、乾燥砂を毎分1500程度処理できるものとする。

※基本的に現場管理者1名、発掘調査作業員9名による作業とする。

6 予定数量

別紙4-2「数量内訳表」のとおり。

7 支払い方法

月ごとの完了払い

8 見積金額

別紙「数量内訳表」の各項目に係る単価を記載した上で、予定数量を乗じた金額の合計(消費税および地方消費税相当額を除いた金額)を見積もること。

なお、月ごとの支払いに当たっては、当該見積の単価を基に支払額を計算する。

9 提出物

受注者は契約締結後すみやかに、以下の書類を提出すること。

- ・誓約書
- ・現場管理者選任届
- ・緊急連絡体制表
- ・現場組織表
- ・発掘調査作業員名簿（別紙4-3）

10 安全管理・留意事項

- (1) 業務の履行場所は特別史跡加曾利貝塚縄文遺跡公園内であり、作業の実施に当たっては、現場の安全確保に努めるとともに、近隣住民等からの苦情やトラブル、交通事故等のないように十分配慮すること。
- (2) 業務の遂行に当たっては調査担当職員と十分な打合わせをし、その指示に従うこと。
- (3) 現場管理者は、発掘調査作業員の新規現場入場時の作業開始前に必ず安全に関する指導を実施すること。なお指導内容および安全指導を受けた発掘調査作業員のリストを発注者に提出し、確認を受けること。
- (4) 関連する法令等を遵守し、誠実に業務を遂行すること。

11 その他

- (1) 発掘調査作業員の送迎は受注者が行う。
- (2) 発掘調査は土曜日も作業を行い、月曜日を休みとする。
- (3) 1日当たりの発掘調査作業員人数は、発掘現場の状況により増減することがある。
- (4) 上記の予定数量は、これを保証するものではない。